

[全体会計 財務書類 注記]

I. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

○有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

- ・取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
 - ・取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価
- ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円。

○無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

- ・取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
- ・取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

②有価証券等の評価基準及び評価方法

- ・出資金のうち、市場価格があるもの : 会計年度末における市場価格
- ・出資金のうち、市場価格がないもの : 出資金額

③有形固定資産等の減価償却の方法

- ・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産） : 定額法
- ・無形固定資産 : 定額法

④引当金の計上基準及び算定方法

- ・徴収不能引当金
過去5年間の平均不納欠損率を用いて計上
- ・賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当等のうち、全支給対象機関に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上
- ・退職手当引当金
岐阜県退職手当組合資料を基に計上

⑤リース取引の処理方法

- ・ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理
- ・オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

⑥資金収支計算書における資金の範囲

歳計現金としての現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（瑞穂市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等）

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ・物品及びソフトウェアの計上基準
50万円（美術品は300万円）以上のもの
- ・資本的支出と修繕費の区分基準
50万円未満のものは修繕費として処理

II.追加情報

□財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲（対象とする会計範囲）

- ・一般会計
- ・国民健康保険特別会計
- ・介護保険特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・上水道事業会計
- ・下水道事業会計

②出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づく期間

③表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④売却可能資産の範囲と内訳

売却可能資産の範囲は、財務書類対象年度の翌年度予算において、財産収入（財産売払収入）として措置されている公共資産としています。当年度において売却可能資産はありません。